# 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則 （平成五年総理府令第九号）

## 第一章　個体等の取扱いに関する規制等

#### 第一条（定義）

この省令において使用する用語は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

#### 第一条の二（希少野生動植物種の加工品）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第五の加工品の欄の環境省令で定める加工品は、次の表の科名の欄に掲げる科の区分に応じ、それぞれ同表の加工品の欄に定めるものとする。

#### 第一条の三（法第二条第三項の環境省令で定める施設）

法第二条第三項の環境省令で定める施設は、昆虫館又は動物園、植物園、水族館若しくは昆虫館に類する施設（野生動植物の生きている個体の販売若しくは貸出し又は飲食物の提供を主たる目的とするものを除く。）とする。

#### 第一条の四（提案の募集）

法第六条第五項の規定による提案の募集は、少なくとも毎年度一回、当該提案の募集のための相当な期間を定めて行うものとする。

##### ２

環境大臣は、前項の期間をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

#### 第一条の五（捕獲等の禁止の適用除外）

法第九条第四号の環境省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げるものとする。

###### 一

人の生命又は身体の保護のために必要であること。

###### 二

大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に定める大学共同利用機関をいう。以下同じ。）における教育又は学術研究のために捕獲等をするものであること（あらかじめ、環境大臣に届け出たもの（公立の大学（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。）にあっては環境大臣に通知したもの）に限る。）。

###### 三

次に掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。

###### 四

個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をすることであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、環境大臣に届け出たものに限る。）。

#### 第二条（捕獲等の目的）

法第十条第一項の環境省令で定める目的は、教育の目的、国内希少野生動植物種等の個体の生息状況又は生育状況の調査の目的その他国内希少野生動植物種等の保存に資すると認められる目的とする。

#### 第三条（捕獲等の許可の申請等）

法第十条第二項の規定による許可の申請（第三項に規定する許可の申請を除く。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

###### 一

申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

###### 二

捕獲等をしようとする個体に係る次に掲げる事項

###### 三

捕獲等をする目的

###### 四

捕獲等をする区域及び当該区域の状況

###### 五

捕獲等の方法

###### 六

捕獲等をした個体の輸送方法（生きている個体の場合に限る。）

###### 七

捕獲等をしようとする期間

###### 八

捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、その場所の所在地、飼養栽培施設の規模及び構造並びに飼養栽培の取扱者の住所、氏名、職業及び飼養栽培に関する経歴

##### ２

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面

###### 二

捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真

###### 三

捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面

##### ３

法第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定第一種国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等についての法第十条第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

###### 一

申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

###### 二

特定国内種事業の届出年月日及び届出先

###### 三

捕獲等をしようとする個体に係る次に掲げる事項

###### 四

捕獲等をする区域及び当該区域の状況

###### 五

捕獲等の方法

###### 六

捕獲等をした個体の輸送方法

###### 七

捕獲等をしようとする期間

###### 八

捕獲等をした個体を繁殖させる場所の所在地、繁殖施設の概要並びに繁殖に従事する者の氏名及び繁殖に関する経歴

###### 九

繁殖方法及び繁殖計画

##### ４

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面

###### 二

繁殖施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真

###### 三

捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面

##### ５

法第十条第五項の許可証（以下この条において単に「許可証」という。）の様式は、様式第一のとおりとする。

##### ６

法第十条第六項の規定による従事者証の交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

###### 一

申請者の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業

###### 二

捕獲等に係る許可証の番号及び交付年月日

###### 三

捕獲等に従事する者の住所、氏名及び職業

##### ７

法第十条第六項の従事者証（以下この条において単に「従事者証」という。）の様式は、様式第二のとおりとする。

##### ８

法第十条第七項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

###### 一

申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

###### 二

許可証又は従事者証の番号及び交付年月日

###### 三

許可証若しくは従事者証を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失した事情

##### ９

許可証及び従事者証は、その効力を失った日から三十日以内に、これを環境大臣に返納しなければならない。

##### １０

許可証の交付を受けた者は、前項の規定により許可証を返納する場合にあっては、捕獲等に係る個体の都道府県別の数量及び処置の概要（第三項に規定する許可に係る場合にあっては、利用状況）を環境大臣に報告しなければならない。

##### １１

法第十条第七項の規定により許可証又は従事者証の再交付を受けた者は、その再交付を受けた後において亡失した許可証又は従事者証を回復したときは、速やかに、当該回復した許可証又は従事者証を環境大臣に返納しなければならない。

#### 第四条（個体の取扱方法）

法第十条第九項（法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める方法は、次の各号に掲げるものとする。

###### 一

当該個体を飼養栽培する場合にあっては、適当な飼養栽培施設に収容すること。

###### 二

当該個体の生息若しくは生育に適した条件を維持し、又は当該個体を殺傷若しくは損傷しないよう適切に管理すること。

###### 三

前条第三項に規定する許可に係る場合にあっては、捕獲等に係る個体を繁殖させた個体と明確に区別して管理すること。

#### 第五条（譲渡し等の禁止の適用除外）

法第十二条第一項第八号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

###### 一

国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究のために譲渡し等をする場合

###### 二

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二条第一項に規定する警察の責務として譲渡し等をする場合

###### 三

検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第四条に規定する検察官の職務として譲渡し等をする場合

###### 四

第五十条第一項第一号ロの規定により捕獲等をした生きている個体の譲渡し等をする場合

###### 五

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十六条の規定に基づき、収容された生きている個体の譲渡し等をする場合

###### 六

次に掲げる行為に伴って譲渡し等をする場合

###### 七

個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の譲渡し等をする場合であって次に掲げる行為に伴うもの

##### ２

法第十二条第一項第九号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

###### 一

大学における教育又は学術研究のために譲渡し等をする場合

###### 二

獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第四章の規定による業務に伴って譲渡し等をする場合

###### 三

文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第百九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第二条第一項の規定により認定された物件の保存のための行為に伴って譲渡し等をする場合

###### 四

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設（第三項において「博物館相当施設」という。）が、当該施設における展示のために譲渡し等（生きている個体に係るものを除く。）をする場合

###### 五

土地の譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りに伴い当該土地に生育している個体の譲渡し等をする場合

###### 六

非常災害のため必要な応急措置として譲渡し等をする場合

###### 七

次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であって、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）に基づき適法に捕獲（殺傷を含む。）された個体又は当該個体から繁殖させたものの譲渡し等をする場合

###### 八

次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であって、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十七条第一項、第百十九条第一項若しくは第二項の規定により定められた省令若しくは規則に基づき適法に採捕された個体若しくは漁業法第百二十条第一項の規定による指示に従って採捕された個体又はこれらの個体から繁殖させたものの譲渡し等をする場合

###### 九

次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であって繁殖させたものの譲渡し等をする場合

###### 十

第七号から第九号までに掲げるもの（以下この号及び第九条において「適法捕獲等個体」という。）の器官又は適法捕獲等個体若しくはその器官の加工品の譲渡し等をする場合

##### ３

第一項第四号又は前項第一号、第三号、第四号若しくは第六号に規定する譲受け又は引取りをした者は、当該譲受け又は引取りをした後三十日以内に、環境大臣に届け出る（国の機関、地方公共団体、公立の大学、公立博物館又は公立の博物館相当施設が譲受け又は引取りをする場合にあっては、環境大臣に通知する）ものとする。

#### 第六条（譲渡し等の目的）

法第十三条第一項の環境省令で定める目的は、教育の目的、希少野生動植物種の個体の生息状況又は生育状況の調査の目的その他希少野生動植物種の保存に資すると認められる目的とする。

#### 第七条（譲渡し等の許可の申請）

法第十三条第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

###### 一

申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

###### 二

譲渡し等をしようとする個体等に係る次に掲げる事項

###### 三

譲渡し等をする目的

###### 四

譲渡し等をする相手方の住所、氏名及び職業（相手方が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

###### 五

譲渡し等をする際の輸送方法（生きている個体の場合に限る。）

###### 六

譲渡し等をする予定時期

###### 七

譲渡し又は引渡しをしようとする者にあっては、当該譲渡し又は引渡しをする個体等を取得した経緯

###### 八

譲受け又は引取りをしようとする者であって当該譲受け又は引取りをした個体を飼養栽培しようとするものにあっては、当該個体を飼養栽培しようとする場所の所在地、飼養栽培施設の規模及び構造並びに飼養栽培の取扱者の住所、氏名、職業及び飼養栽培に関する経歴

##### ２

希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をしようとする者であって次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定める書類を、前項の申請書に添付しなければならない。

###### 一

希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しをしようとする者

###### 二

希少野生動植物種の個体の譲受け又は引取りをしようとする者であって当該個体を飼養栽培しようとするもの

#### 第八条（認定書の交付の申請）

令第七条第一項第二号の認定書の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

###### 一

申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

###### 二

輸出しようとする個体等に係る次に掲げる事項

###### 三

輸出の目的

###### 四

仕向地

###### 五

輸出の相手方の住所、氏名及び職業（相手方が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

###### 六

輸送の方法（生きている個体の場合に限る。）

###### 七

輸出の予定時期

###### 八

輸出しようとする個体等を取得した経緯

###### 九

輸出した個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、その場所の所在地、飼養栽培施設の規模及び構造

###### 十

輸出の目的を達成した後の個体等の取扱い

##### ２

前項の申請書には、次の各号のいずれかに該当する書類を添付しなければならない。

###### 一

法第十条第五項若しくは第七項の規定により交付を受けた許可証の写し又は法第十三条第一項の許可を受けたことを証する書類

###### 二

前号に掲げる書類を添付し難い場合にあっては、当該個体等を適法に取得したことを証する書類

#### 第九条（陳列又は広告の禁止の適用除外）

法第十七条第一号の環境省令で定める場合は、適法捕獲等個体若しくはその器官又はこれらの加工品の陳列又は広告をする場合とする。

#### 第十条（法第十九条第二項の証明書の様式）

法第十九条第二項の証明書の様式は、様式第三のとおりとする。

#### 第十条の二（登録の対象となる牙）

令別表第七の個体等の欄の環境省令で定める牙は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（次条第一項第四号において「条約」という。）附属書Ⅱに掲げるＬｏｘｏｄｏｎｔａ　ａｆｒｉｃａｎａ（アフリカゾウ）に付された注釈に従って本邦に輸入されたと認められるものとする。

#### 第十一条（個体等の登録の申請等）

法第二十条第二項の申請書には、登録をしようとする個体等の写真（第三項各号に掲げる種の生きている個体にあっては、当該個体の写真及びその個体識別措置に係る番号を確認することができる写真（当該個体に個体識別措置が講じられていることが確認できるものに限る。））及び証明書（第三項各号に掲げる種の生きている個体の場合に限り、個体識別措置が、マイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合するものに限る。以下同じ。）である場合にあっては獣医師が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書と、脚環である場合にあっては当該脚環の識別番号に係る証明書とする。）のほか、次の各号に掲げる個体等の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

###### 一

令第八条第一号の要件に該当する個体又はその個体から生じた器官等

###### イ

その親が法第二十条第一項の規定により登録を受けた個体又はその個体から生じた器官等

###### ロ

その親が令第八条第三号の要件に該当する個体又はその個体から生じた器官等

###### ハ

イ及びロに掲げる個体以外の個体又はその個体から生じた器官等

###### 二

令第八条第二号の要件に該当する個体、器官又は加工品

###### 三

令第八条第三号イ又はロの要件に該当する個体、器官又は加工品

###### 四

令第八条第三号ハの要件に該当する個体、器官又は加工品

##### ２

環境大臣（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、個体等登録機関）は、法第二十条第二項の規定により登録の申請をした者に対し、同項の申請書及び前項の書類のほか、同条第一項に規定する登録要件に該当することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

##### ３

法第二十条第二項第四号の環境省令で定める国際希少野生動植物種は、次の各号に掲げる種とし、同項第四号に規定する環境省令で定める措置は、当該各号に掲げる種の生きている個体ごとに、マイクロチップ又は脚環の装着その他の環境大臣が定める措置とする。

###### 一

令別表第二の表二の第一の一の種名の欄に掲げる種（次に掲げるものを除く。）

###### 二

令別表第二の表二の第一の二の種名の欄に掲げる種

###### 三

令別表第二の表二の第一の三の種名の欄に掲げる種（次に掲げるものを除く。）

###### 四

Andrias属（オオサンショウウオ属）全種

##### ４

法第二十条第二項第五号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

###### 一

登録をしようとする個体等に係る次に掲げる事項

###### 二

登録の対象となる要件

###### 三

個体等の管理者が所有者と異なる場合にあっては、当該個体等の管理者の氏名及び住所

##### ５

法第二十条第四項の環境省令で定める様式は、様式第四のとおりとする。

##### ６

法第二十条第四項第六号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

###### 一

登録記号番号

###### 二

個体にあっては、生きている個体、卵又はその他の個体の別

###### 三

個体の加工品にあっては、剥製又はその他の個体の加工品の別

###### 四

個体の器官又は個体の器官の加工品にあっては、その名称

##### ７

法第二十条第六項の規定による変更登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該変更登録を受けようとする個体等に係る登録票及び当該個体等の写真を添えて、これを環境大臣に（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、当該登録票を交付した個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関に、当該登録票を交付した個体等登録機関がないときは現にある個体等登録機関に）提出して行うものとする。

###### 一

申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

###### 二

登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

###### ヘ

変更前の個体等が第三項各号に掲げる種の生きている個体である場合にあっては、当該個体に講じられていた個体識別措置及び個体識別番号

##### ８

法第二十条第七項の規定による変更登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該変更登録を受けようとする個体に係る登録票並びに当該個体の写真及びその変更後の個体識別措置に係る番号を確認することができる写真（当該個体に変更後の個体識別措置が講じられていることが確認できるものに限る。）並びに証明書（個体識別措置が、マイクロチップである場合にあっては獣医師が発行した当該マイクロチップの識別番号の変更に係る証明書と、脚環である場合にあっては当該脚環の識別番号の変更に係る証明書とする。）を添えて、当該個体の個体識別措置を変更した日から起算して三十日を経過する日までの間に、これを環境大臣に（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、当該登録票を交付した個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関に、当該登録票を交付した個体等登録機関がないときは現にある個体等登録機関に）提出して行うものとする。

###### 一

申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

###### 二

登録を受けた個体に係る次に掲げる事項

##### ９

法第二十条第九項の規定による書換交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該書換交付を受けようとする個体等に係る登録票、当該個体等の写真（第三項各号に掲げる種の生きている個体にあっては、当該個体の写真及びその個体識別番号を確認することができる写真（当該個体に個体識別措置が講じられていることが確認できるものに限る。））及び証明書（第三項各号に掲げる種の生きている個体の場合に限り、個体識別措置が、マイクロチップである場合にあっては獣医師が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書と、脚環である場合にあっては当該脚環の識別番号に係る証明書とする。）を添えて、これを環境大臣に（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、当該登録票を交付した個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関に、当該登録票を交付した個体等登録機関がないときは現にある個体等登録機関に）提出して行うものとする。

###### 一

申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

###### 二

登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

##### １０

法第二十条第十項（法第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該再交付を受けようとする個体等の写真（第三項各号に掲げる種の生きている個体にあっては、当該個体の写真及びその個体識別番号を確認することができる写真（当該個体に個体識別措置が講じられていることが確認できるものに限る。））及び証明書（第三項各号に掲げる種の生きている個体の場合に限り、個体識別措置が、マイクロチップである場合にあっては獣医師が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書と、脚環である場合にあっては当該脚環の識別番号に係る証明書とする。）を添えて、これを環境大臣に（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、当該再交付に係る登録票を交付した個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関に、当該再交付に係る登録票を交付した個体等登録機関がないときは現にある個体等登録機関に）提出して行うものとする。

###### 一

申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

###### 二

登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

###### 三

亡失し、又は滅失した登録票の交付年月日

###### 四

登録票を亡失し、又は登録票が滅失した事情

##### １１

法第二十条第二項及び前四項の規定による申請書の提出については、環境大臣（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、個体等登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を提出することにより行うことができる。

#### 第十一条の二（氏名等の変更の届出）

法第二十条第十一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関に、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した個体等登録機関がないときは現にある個体等登録機関に）提出して行うものとする。

###### 一

変更が生じた事項に係る次に掲げる事項

###### 二

登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

##### ２

前項の規定による届出書の提出については、環境大臣（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、個体等登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

#### 第十一条の三（登録の更新に係る個体等）

法第二十条の二第一項の環境省令で定める個体等は、生きている個体とする。

#### 第十一条の四（個体等の登録の有効期間）

法第二十条の二第一項の環境省令で定める期間は、五年とする。

#### 第十一条の五（個体等の登録の更新）

法第二十条の二第一項の規定による個体等の登録の更新の申請は、当該更新を受けようとする個体に係る登録の有効期間の満了の日以前六月以内に、法第二十条の二第二項において準用する法第二十条第二項の申請書に、当該個体に係る登録票、当該個体の写真（第十一条第三項各号に掲げる種の生きている個体にあっては、当該個体の写真及びその個体識別番号を確認することができる写真（当該個体に個体識別措置が講じられていることが確認できるものに限る。））及び証明書（第十一条第三項各号に掲げる種の生きている個体の場合に限り、個体識別措置が、マイクロチップである場合にあっては獣医師が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書と、脚環である場合にあっては当該脚環の識別番号に係る証明書とする。）を添えて、これを環境大臣に（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、当該登録票を交付した個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関に、当該登録票を交付した個体等登録機関がないときは現にある個体等登録機関に）提出して行うものとする。

##### ２

第十一条第二項から第六項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

#### 第十一条の六（広告の表示事項）

法第二十一条第二項の環境省令で定める事項は、登録記号番号、登録年月日及び登録の有効期間の満了の日（第十一条の三に規定する個体の広告をする場合に限る。）とする。

#### 第十二条（登録個体等の譲受け等の届出）

第十二条　法第二十一条第五項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関に、当該届出に係る国際希少野生動植物種の個体等に係る登録票を交付した個体等登録機関がないときは現にある個体等登録機関に）提出して行うものとする。

###### 一

届出者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

###### 二

登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

###### 三

譲受け又は引取りをした年月日

###### 四

届出者に譲渡し又は引渡しをした者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

##### ２

第十一条第十一項の規定は、前項の規定による届出書の提出について準用する。

#### 第十二条の二（個体識別番号の識別方法）

法第二十一条第六項の規定により、個体識別措置が講じられた個体を取り扱う者は、当該個体に係る個体識別番号の識別に関し、次に掲げる方法により取り扱わなければならない。

###### 一

当該個体から個体識別措置を取り外さないこと（当該個体が当該個体識別措置を講じられた部位の疾患にかかっている場合又は当該個体識別措置を講じられた部位に外傷がある場合を除く。）。

###### 二

個体識別措置が破損若しくは脱落し、又は前号括弧書に規定する事由がやみ当該個体に個体識別措置を講ずることができることとなったときは、直ちに個体識別措置を講ずること。

##### ２

次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して三十日を経過する日までの間に、その旨（第二号又は第三号に掲げる場合にあっては、その旨及び当該個体識別措置が、マイクロチップである場合にあっては獣医師が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書、脚環である場合にあっては当該脚環の識別番号に係る証明書）を環境大臣に（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、当該登録票を交付した個体等登録機関があるときは当該個体等登録機関に、当該登録票を交付した個体等登録機関がないときは現にある個体等登録機関に）届け出なければならない。

###### 一

個体に講じた個体識別措置が破損又は脱落した場合

###### 二

個体から個体識別措置を取り外した場合（前項第一号括弧書に規定する事由がある場合に限る。）

###### 三

前二号に掲げる事由が生じた後、当該個体に個体識別措置を講じた場合（法第二十条第七項の規定により変更登録を受けた場合を除く。）

#### 第十二条の三（登録票の消印）

法第二十二条第三項の規定により返納に係る登録票に消印をする場合には、当該登録票の見えやすい位置に穴を開けるものとする。

#### 第十三条（機関登録の申請等）

法第二十三条第二項の規定による登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

###### 一

申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

###### 二

個体等登録関係事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

###### 三

個体等登録関係事務を開始しようとする年月日

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

###### 二

申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）

###### 三

申請者が法第二十三条第四項第一号及び第二号の規定に適合することを説明した書類

###### 四

申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

###### 五

前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

##### ３

法第二十三条第一項の環境省令で定める個体等は、令別表第二の表二に掲げる種の個体及びその加工品並びに令別表第五に掲げる器官及び加工品とする。

#### 第十四条（個体等登録関係事務の実施の方法等）

法第二十四条第二項の環境省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

###### 一

登録（更新を含む。次号及び第四号並びに第十五条第二号及び第十号において同じ。） の申請に係る個体等の種を確認すること。

###### 二

登録の申請に係る個体等が令第八条に規定する要件に該当することを確認すること。

###### 三

登録の申請に係る個体等が既に登録を受けたものでないことを確認すること。

###### 四

登録の申請に係る個体等が第十一条第三項各号に掲げる種の生きている個体である場合にあっては、個体識別措置が適切に講じられていること及び当該個体識別措置に係る番号（登録の更新にあっては、当該個体に係る個体識別番号）を確認すること。

##### ２

法第二十四条第三項の環境省令で定める軽微な事項に係る変更は、法第二十三条第一項の登録を受けた者の住所（法人にあっては、その代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更とする。

##### ３

法第二十四条第五項の個体等登録関係事務の実施に関する規程は、次の事項について定めるものとする。

###### 一

個体等登録関係事務を行う時間及び休日に関する事項

###### 二

個体等登録関係事務を行う事務所に関する事項

###### 三

個体等登録関係事務の実施体制に関する事項

###### 四

第一項第二号から第四号までの確認の方法に関する事項

###### 五

手数料の収納に関する事項

###### 六

個体等登録関係事務に関する秘密の保持に関する事項

###### 七

個体等登録関係事務に関する帳簿、書類等の管理に関する事項

###### 八

前各号に掲げるもののほか、その他個体等登録関係事務の実施に関し必要な事項

##### ４

個体等登録機関は、法第二十四条第五項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に個体等登録関係事務の実施に関する規程を添えて、これを環境大臣に提出しなければならない。

##### ５

個体等登録機関は、法第二十四条第五項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

###### 一

変更しようとする事項

###### 二

変更しようとする年月日

###### 三

変更の理由

#### 第十四条の二（電磁的方法）

法第二十四条第七項第三号の環境省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

##### ２

法第二十四条第七項第四号の環境省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

###### 一

送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

###### 二

磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

##### ３

前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

#### 第十五条（帳簿）

法第二十四条第八項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

###### 一

申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

###### 二

登録の申請を受けた年月日

###### 三

申請に係る個体等の種名

###### 四

申請に係る個体等について、生きている個体、卵、剥製その他の標本、個体の器官、個体の器官の加工品又はその他の個体等の区分（個体の器官又はその加工品にあってはその区分及び名称）

###### 五

申請に係る個体等の主な特徴

###### 六

申請に係る個体等について、令第八条に規定する要件のうち該当するもの

###### 七

令第八条に規定する要件に該当することを確認した書類の種類

###### 八

申請に係る個体等が第十一条第三項各号に掲げる種の生きている個体である場合にあっては、個体識別措置及び個体識別番号

###### 九

登録又は登録の更新の別

###### 十

登録を行った年月日

###### 十一

登録記号番号

#### 第十六条（個体等登録関係事務の休廃止の許可の申請）

個体等登録機関は、法第二十四条第九項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

###### 一

休止し、又は廃止しようとする個体等登録関係事務の範囲

###### 二

休止し、又は廃止しようとする年月日

###### 三

休止しようとする場合にあっては、その期間

###### 四

休止又は廃止の理由

#### 第十七条（個体等登録関係事務の引継ぎ等）

個体等登録機関は、環境大臣が法第二十四条第十項の規定により個体等登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、同条第九項の許可を受けて個体等登録関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣が法第二十六条第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消した場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

###### 一

個体等登録関係事務を環境大臣に引き継ぐこと。

###### 二

個体等登録関係事務に関する帳簿及び書類を環境大臣に引き継ぐこと。

###### 三

その他環境大臣が必要と認める事項

#### 第十八条（法第二十七条第二項の証明書の様式）

法第二十七条第二項の証明書の様式は、様式第五のとおりとする。

#### 第十九条（登録等に関する手数料の納付）

法第二十九条に規定する手数料については、国に納付する場合にあっては法第二十条第二項（法第二十条の二第二項において準用する場合を含む。）又は第十一条第七項から第十項までの申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、個体等登録機関に納付する場合にあっては法第二十四条第五項の個体等登録関係事務の実施に関する規程で定めるところにより納付しなければならない。

##### ２

前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

## 第二章　生息地等の保護に関する規制

#### 第二十条（生息地等保護区の指定又はその変更の公告）

法第三十六条第五項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

###### 一

生息地等保護区の指定又はその変更の区域

###### 二

指定又はその変更に係る生息地等保護区の名称

###### 三

生息地等保護区の指定又はその変更の区域の保護に関する指針の案

###### 四

生息地等保護区の指定又はその変更の区域及び名称並びにその区域の保護に関する指針の案の縦覧場所

#### 第二十一条（公聴会）

環境大臣は、法第三十六条第七項（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下この条において「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

##### ２

前項の公示は、公聴会の日の三週間前までに官報により行うものとする。

##### ３

公聴会は、環境大臣又はその指名する者が議長として主宰する。

##### ４

公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書を提出した者その他意見を聴こうとする案件に対し異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

##### ５

公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

##### ６

議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

##### ７

公述人及び発言を許された者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

##### ８

公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があったときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

##### ９

議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をした者を退去させることができる。

##### １０

議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成しなければならない。

#### 第二十二条（管理地区の指定又はその変更の公告）

第二十条の規定は、法第三十七条第三項において準用する法第三十六条第五項の規定による公告について準用する。

#### 第二十三条（管理地区内における行為の許可の申請）

法第三十七条第五項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

###### 一

申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

###### 二

行為の種類

###### 三

行為の目的

###### 四

行為の場所

###### 五

行為地及びその付近の状況

###### 六

行為の施行方法（指定に係る国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。次項において同じ。）

###### 七

行為の着手及び完了の予定日

##### ２

前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添付しなければならない。

###### 一

行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図

###### 二

行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

###### 三

行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

#### 第二十四条（既着手行為の届出）

法第三十七条第八項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

###### 一

行為者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

###### 二

行為の種類

###### 三

行為の目的

###### 四

行為の場所

###### 五

行為地及びその付近の状況

###### 六

行為の施行方法

###### 七

行為の完了の日又は予定日

##### ２

法第三十七条第八項の規定による届出は、前項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

##### ３

前項の届出書には、次の各号に掲げる図面を添付しなければならない。

###### 一

行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図

###### 二

行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

###### 三

行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

#### 第二十五条（管理地区内における許可を要しない行為）

法第三十七条第九項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

###### 一

工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

###### 二

建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。

###### 三

鉱物を採掘し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの

###### 四

建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。

###### 五

河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであって次に掲げるもの

###### 六

木竹を伐採することであって次に掲げるもの

###### 七

環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの

###### 八

道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの

###### 九

野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をすることであって次に掲げるもの

###### 十

前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

###### 十一

法第三十七条第四項第六号に掲げる行為であって同条第九項第三号の規定により環境大臣が指定する方法及び限度内においてするものに付帯する行為又は前各号に掲げる行為に付帯する行為

#### 第二十六条（非常災害に対する必要な応急措置としての行為の届出）

法第三十七条第十項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

###### 一

行為者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

###### 二

行為の種類

###### 三

行為の目的

###### 四

行為の場所

###### 五

行為地及びその付近の状況

###### 六

行為の施行方法

###### 七

行為の完了の日又は予定日

##### ２

前項の届出書には、行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図を添付しなければならない。

#### 第二十七条（立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為）

法第三十八条第四項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

###### 一

第一条の五第四号ラ、第二十五条第一号ニ、ヘ若しくはノ又は同条第十号ルからカまでに掲げる行為

###### 二

森林の保護管理若しくは野生鳥獣の保護増殖を行うこと又はそのための標識を設置すること。

###### 三

地下において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

###### 四

測量法第三条の規定による測量又は水路業務法第二条第一項の規定による水路測量を行うこと。

###### 五

気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うこと。

###### 六

電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物、ガス事業法第二条第十三項に規定するガス工作物、熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法第二条第六項に規定する工業用水道施設の保安のための行為

###### 七

文化財保護法第百九条第一項の規定により指定され、又は同法第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物を新築すること及び土地の形質を変更することを除く。）

###### 八

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除のうち、緊急に防除を行う必要があると環境大臣が認める場合における、当該防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

###### 九

前各号に掲げる行為に付帯する行為

#### 第二十八条（立入制限地区内への立入りの許可の申請）

法第三十八条第五項において準用する法第三十七条第五項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

###### 一

申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

###### 二

立入りの目的となる行為

###### 三

立入制限地区の位置及び名称

###### 四

立ち入る者の数及び立入りの方法

###### 五

立入りの開始の予定日及び立入りの予定期間

##### ２

前項の申請書には、位置図及び立ち入る巡路又は範囲その他立入りの方法を明らかにした図面を添付しなければならない。

#### 第二十九条（監視地区内における行為の届出）

法第三十九条第一項の環境省令で定める事項は、第二十三条第一項各号に掲げるものとする。

##### ２

法第三十九条第一項の規定による届出は、前項の事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

##### ３

前項の届出書には、第二十三条第二項各号に掲げる図面を添付しなければならない。

#### 第三十条（監視地区内における届出を要しない行為）

法第三十九条第六項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

###### 一

工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

###### 二

宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更することであって次に掲げるもの

###### 三

鉱物を採掘し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの

###### 四

水面を埋め立て、又は干拓することであって面積が二百平方メートル（海面にあっては百平方メートル）を超えないもの

###### 五

河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであって次に掲げるもの

###### 六

前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

###### 七

前各号に掲げる行為に付帯する行為

#### 第三十一条（法第四十一条第三項及び法第四十二条第三項の証明書の様式）

法第四十一条第三項及び法第四十二条第三項の証明書の様式は、それぞれ様式第六及び様式第七のとおりとする。

#### 第三十二条（補償請求書）

法第四十四条第二項（法第四十八条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による補償の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。

###### 一

請求者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

###### 二

補償請求の理由

###### 三

補償請求額の総額及びその内訳

## 第三章　保護増殖事業

#### 第三十三条（保護増殖事業の認定の申請）

国及び地方公共団体以外の者は、法第四十六条第三項の認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

###### 一

申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

###### 二

保護増殖事業を開始しようとする年月日

##### ２

前項の申請書には、保護増殖事業の事業計画書及び次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

###### 一

申請者の略歴を記載した書類（法人にあっては、現に行っている業務の概要を記載した書類）

###### 二

法人にあっては、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類

#### 第三十四条（認定保護増殖事業の公示の方法）

法第四十六条第四項の規定による公示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

###### 一

法第四十六条第四項前段の規定による公示を行う場合

###### 二

法第四十六条第四項後段の規定による公示を行う場合

#### 第三十五条（法第四十八条の二第三項の証明書の様式）

法第四十八条の二第三項の証明書の様式は、様式第八のとおりとする。

## 第四章　認定希少種保全動植物園等

#### 第三十六条（飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設の基準）

法第四十八条の四第一項第二号の環境省令で定める基準は、飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設が、認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の個体を飼養等及び譲渡し等の目的に応じて種の保存のため適切に取り扱うことができると認められるものであることとする。

#### 第三十七条（飼養等及び譲渡し等に関する計画の基準）

法第四十八条の四第一項第三号の環境省令で定める基準は、飼養等及び譲渡し等に関する計画が、認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の個体を飼養等及び譲渡し等の目的に応じて種の保存のため適切に取り扱うことができると認められるものであることとする。

#### 第三十八条（展示の方針等の基準）

法第四十八条の四第一項第五号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

###### 一

認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の展示の方針が、当該種が置かれている状況、その保存の重要性並びにその保存のための施策及び事業についての適切な啓発に資すると認められるものであること。

###### 二

認定の申請に係る動植物園等が、その取り扱う希少野生動植物種（令別表第三に掲げる種及び第五条第二項第七号から第九号までに掲げる種を除く。）のうち一種以上の個体について繁殖させ、又は繁殖させることに寄与すると認められるものであること。

###### 三

認定の申請に係る動植物園等が、その取り扱う国内希少野生動植物種のうち一種以上の個体について、その生息地又は生育地における、当該種の個体の繁殖の促進、当該生息地又は生育地の整備その他の当該種の保存を図るための事業に寄与すると認められるものであること。

###### 四

認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の個体が、適法に取得されたと認められるものであること。

###### 五

その他認定の申請に係る動植物園等が、その取り扱う希少野生動植物種の個体を種の保存のため適切に取り扱うことができないと認められるものでないこと。

#### 第三十九条（認定の申請等）

法第四十八条の四第二項の規定により同条第一項の認定の申請をしようとする者は、同条第二項の申請書に次の書類を添えて、環境大臣に提出しなければならない。

###### 一

国又は地方公共団体以外の者である場合にあっては、定款若しくは寄附行為、役員名簿及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

###### 二

認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真

###### 三

認定の申請者が法第四十八条の四第四項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

##### ２

環境大臣は、法第四十八条の四第一項の申請をしようとする者に対し同条第二項の申請書及び前項各号の書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

##### ３

法第四十八条の四第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

###### 一

認定の申請者が寄与する前条第三号の事業に係る国内希少野生動植物種の種名

###### 二

認定の申請に係る動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の個体を取得した経緯

#### 第四十条（認定希少種保全動植物園等の公示の方法）

法第四十八条の四第五項の規定による公示は、次の各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

###### 一

認定を受けた（変更の認定を受けた場合、変更若しくは廃止の届出をした場合、認定の更新を受けた場合又は認定を取り消された場合を含む。次号及び第六号において同じ。）者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

###### 二

認定を受けた動植物園等の名称及び所在地

###### 三

認定を受けた場合、変更の認定を受けた場合、変更の届出をした場合又は認定の更新を受けた場合にあっては、当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の種名

###### 四

変更の認定を受けた場合にあっては、法第四十八条の四第二項第三号から第六号までに掲げる事項のうち変更に係るものに係る種名

###### 五

変更の届出をした場合にあっては、当該変更の内容

###### 六

認定を受けた年月日及び認定の有効期間の満了の日

#### 第四十一条（変更の認定の申請）

法第四十八条の五第一項の規定による変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

###### 一

変更の認定を受けようとする者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

###### 二

変更の認定を受けようとする動植物園等の名称及び所在地

###### 三

認定を受けた年月日

###### 四

変更しようとする事項及びその内容

###### 五

変更しようとする年月日

###### 六

変更の理由

##### ２

前項の申請書には、第三十九条第一項各号に掲げる書類のうち法第四十八条の五第一項の規定による変更の認定に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

##### ３

第三十九条第二項の規定は、法第四十八条の五第一項の規定による変更の認定について準用する。

#### 第四十二条（変更の認定を要しない軽微な変更）

法第四十八条の五第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、法第四十八条の四第二項第三号若しくは第四号に掲げる事項の変更（変更に係る認定希少種保全動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の種名又は当該種ごとの飼養等及び譲渡し等の目的を新たに追加する場合を除く。）又は同項第五号若しくは第六号に掲げる事項の変更（当該変更後も当該動植物園等が同条第一項第二号又は第三号の基準に適合することが明らかであると認められる場合に限る。）とする。

#### 第四十三条（変更の届出）

法第四十八条の五第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

###### 一

届出者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

###### 二

届出に係る動植物園等の名称及び所在地

###### 三

認定を受けた年月日

###### 四

変更した事項及びその内容

###### 五

変更の年月日

###### 六

変更の理由

##### ２

前項の届出書には、第三十九条第一項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されたものを添付しなければならない。

#### 第四十四条（廃止の届出）

法第四十八条の五第四項の規定による廃止の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

###### 一

届出者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

###### 二

届出に係る動植物園等の名称及び所在地

###### 三

認定を受けた年月日

###### 四

廃止の年月日

###### 五

廃止したときに現に当該認定希少種保全動植物園等において取り扱う希少野生動植物種の種名及び当該種ごとの個体数並びにその処置の方法

#### 第四十五条（認定の更新）

法第四十八条の六第二項において準用する法第四十八条の四第二項から第四項までの規定により、法第四十八条の六第一項の認定の更新を受けようとする場合は、第三十六条から第三十九条までの規定を準用する。

#### 第四十六条（記録及び報告）

法第四十八条の七の環境省令で定める事項は、希少野生動植物種ごとに実施された飼養等及び譲渡し等の内容、法第四十八条の四第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更した場合（法第四十八条の五第一項の規定による変更の認定又は同条第三項の規定による変更の届出を要する場合を除く。）にあってはその内容その他必要な事項とする。

##### ２

法第四十八条の七の規定による報告は、少なくとも毎年度一回行わなければならない。

#### 第四十七条（法第四十八条の十一第二項の証明書の様式）

法第四十八条の十一第二項の証明書の様式は、様式第九のとおりとする。

## 第五章　雑則

#### 第四十八条（法第五十条第二項の証明書の様式）

法第五十条第二項の証明書の様式は、様式第十のとおりとする。

#### 第四十九条（希少野生動植物種保存推進員が行う個体に関する調査）

法第五十一条第四項の環境省令で定める調査は、希少野生動植物種の個体の生息状況又は生育状況の調査その他希少野生動植物種の保存に資すると認められる調査であって、あらかじめ、環境大臣に届け出たものとする。

##### ２

前項の規定による届出は、届出者の住所、氏名及び職業並びに第三条第一項第二号から第八号までに掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

##### ３

第三条第二項の規定は、前項の届出書について準用する。

#### 第五十条（国等に関する協議の適用除外等）

法第五十四条第二項の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

###### 一

国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をする場合であって次に掲げるもの

###### 二

法第三十七条第四項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げるもの

###### 三

法第三十八条第四項第三号の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げる行為をするためのもの

##### ２

法第五十四条第三項の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

###### 一

工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であって前項第二号イ（１）から（３）までに掲げるもの

###### 二

前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合

###### 三

前各号に掲げるものに付帯する行為をする場合

##### ３

第一項第一号ロに規定する捕獲等をした者は、当該捕獲等をした後三十日以内に、環境大臣に通知するものとする。

#### 第五十一条（教育又は学術研究のための捕獲等の届出等）

第三条第一項及び第二項の規定は、第一条の五第二号及び第四号の規定による届出について準用する。

#### 第五十二条（傷病個体等の譲受け等の届出）

第五条第三項の規定による届出（同条第一項第四号に規定する譲受け又は引取りに係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

###### 一

届出者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

###### 二

譲受け又は引取りをした個体に係る次に掲げる事項

###### 三

譲受け又は引取りをする目的

###### 四

譲受け又は引取りをした年月日

###### 五

届出者に譲渡し又は引渡しをした者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

###### 六

譲受け又は引取りをした個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、その場所の所在地、飼養栽培施設の規模及び構造並びに飼養栽培の取扱者の住所、氏名、職業及び飼養栽培に関する経歴

##### ２

前項の届出書には、譲受け又は引取りをした個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を添付しなければならない。

#### 第五十三条（教育又は学術研究のための譲受け等の届出等）

前条の規定は、第五条第三項の規定による届出（同条第二項第一号、第三号、第四号又は第六号に規定する譲受け又は引取りに係るものに限る。）について準用する。

#### 第五十四条（教育又は学術研究のための鉱物の採掘等の届出）

第二十三条の規定は、第二十五条第三号トの規定による届出について準用する。

#### 第五十五条（添付図面の省略）

法第十条第一項、法第三十七条第四項若しくは法第三十八条第四項第三号の許可を受けた行為の変更に係る許可の申請又は法第三十七条第八項若しくは第十項、法第三十九条第一項、第一条の五第二号若しくは第四号、第二十五条第三号ト若しくは第四十九条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る届出にあっては、第三条第二項（第五十一条において準用する場合を含む。）、第二十三条第二項（第五十四条において準用する場合を含む。）、第二十四条第三項、第二十六条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第三項若しくは第四十九条第三項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない図面又は写真（第三項において「添付図面」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

##### ２

前項の変更に係る許可の申請又は届出にあっては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添付しなければならない。

##### ３

第一項に該当するもののほか、法第十条第二項若しくは法第三十七条第五項（法第三十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請又は法第三十七条第八項若しくは第十項、法第三十九条第一項、第一条の五第二号若しくは第四号、第二十五条第三号ト若しくは第四十九条第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図面の一部を省略することができる。

#### 第五十六条（権限の委任）

法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長（福島地方環境事務所長を除く。）に委任する。

###### 一

法第八条に規定する権限

###### 二

法第十条第一項、第二項、第四項から第七項まで及び第十項に規定する権限

###### 三

法第十一条に規定する権限

###### 四

法第十八条に規定する権限

###### 五

法第十九条第一項に規定する権限

###### 六

法第三十条第一項、第二項及び第四項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する権限

###### 七

法第三十二条第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する権限

###### 八

法第三十三条第一項（同条第二項及び法第三十三条の五において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する権限

###### 九

法第三十三条の四第一項に規定する権限

###### 十

法第三十三条の十二に規定する権限

###### 十一

法第三十三条の十四第一項及び第二項に規定する権限

###### 十二

法第三十五条に規定する権限

###### 十三

法第三十七条第四項（同項に規定する許可に係る部分に限る。）、第五項（法第三十八条第五項において準用する場合を含む。）、第七項（法第三十八条第五項において準用する場合を含む。）、第八項及び第十項に規定する権限

###### 十四

法第三十八条第四項第三号に規定する権限

###### 十五

法第三十九条第一項から第五項までに規定する権限

###### 十六

法第四十条第一項及び第二項に規定する権限

###### 十七

法第四十一条第一項及び第二項に規定する権限

###### 十八

法第四十二条第一項及び第二項に規定する権限

###### 十九

法第四十七条第四項に規定する権限

###### 二十

法第四十八条の二第一項及び第二項に規定する権限

###### 二十一

法第四十八条の十一第一項に規定する権限

###### 二十二

法第四十九条に規定する権限

###### 二十三

法第五十四条第二項及び第三項に規定する権限（希少野生動植物種の個体の譲渡し等に係るものを除く。）

###### 二十四

第一条の五第二号及び第四号に規定する権限

###### 二十五

第三条第九項から第十一項までに規定する権限

###### 二十六

第二十五条第三号トに規定する権限

###### 二十七

第四十九条第一項に規定する権限

###### 二十八

第五十条第一項第一号イ、ハ、ニ及びホ（１）、第二号ロ及びハ（４）並びに第三号ハ並びに第三項に規定する権限

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この府令は、法の施行の日（平成五年四月一日）から施行する。

#### 第二条（特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律施行規則等の廃止）

次に掲げる総理府令は、廃止する。

###### 一

特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律施行規則（昭和四十七年総理府令第七十一号）

###### 二

絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律施行規則（昭和六十二年総理府令第五十五号）

# 附　則（平成七年二月八日総理府令第一号）

この府令は、平成七年二月十六日から施行する。

# 附　則（平成七年六月一四日総理府令第三〇号）

この府令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成六年法律第五十二号）の施行の日（平成七年六月二十八日）から施行する。

# 附　則（平成七年一一月三〇日総理府令第五五号）

この府令は、平成七年十二月一日から施行する。

# 附　則（平成一一年三月一五日総理府令第一二号）

この府令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十年政令第百六十九号）の施行の日（平成十一年三月十八日）から施行する。

# 附　則（平成一二年二月八日総理府令第七号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成十二年四月一日から施行する。

#### 第五条（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

この府令の施行の日前に第十条の規定による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則第二十五条第三号ト並びに第三十七条第一項第二号ロ及びハ（４）並びに第三号ハの規定により都道府県知事に対してされた届出又は通知で、当該届出又は通知に係る行為がこの府令の施行の日以後に行われるものは、第十条の規定による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則第二十五条第三号ト並びに第三十七条第一項第二号ロ及びハ（４）並びに第三号ハの規定により環境大臣に対してされた届出又は通知とみなす。

# 附　則（平成一二年七月一二日総理府令第七七号）

この府令は、平成十二年七月十九日から施行する。

# 附　則（平成一二年八月一四日総理府令第九四号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一三年四月二七日環境省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一三年六月二九日環境省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一四年三月二九日環境省令第一一号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一四年六月二七日環境省令第一七号）

この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

# 附　則（平成一四年一二月二六日環境省令第二八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、法の施行の日（平成十五年四月十六日）から施行する。

# 附　則（平成一五年三月三一日環境省令第一一号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一五年七月一七日環境省令第二〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年七月二十日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）様式第三及び様式第五から様式第七までによる身分証明書は、それぞれ同条の規定による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）の様式によるものとみなす。

#### 第三条

旧規則様式第四及び様式第四の二による登録票は、当分の間、それぞれ新規則の様式によるものとみなす。

# 附　則（平成一六年三月二六日環境省令第四号）

この省令は、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

###### 一

第二条中絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（以下「種の保存法施行規則」という。）第一条の二第四号ムの改正規定（次号に掲げる改正規定を除く。）

###### 二

第二条中種の保存法施行規則第一条の二第四号ムの改正規定（「第二条第八項」を「第二条第十項」に改める部分に限る。）及び第二十七条第六号の改正規定（「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める部分に限る。）

# 附　則（平成一六年三月二六日環境省令第五号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一七年三月四日環境省令第三号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

# 附　則（平成一七年三月二九日環境省令第八号）

この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成一七年四月一九日環境省令第一一号）

この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

# 附　則（平成一七年五月二五日農林水産省・環境省令第二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、法の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

# 附　則（平成一七年九月二〇日環境省令第二〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

#### 第二条（処分、申請等に関する経過措置）

この省令の施行前に環境大臣が法令の規定によりした登録その他の処分又は通知その他の行為（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「処分等」という。）は、相当の地方環境事務所長がした処分等とみなし、この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対してした申請、届出その他の行為（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「申請等」という。）は、相当の地方環境事務所長に対してした申請等とみなす。

##### ２

この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。）で、この省令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法令の規定により地方環境事務所長に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法令の規定を適用する。

#### 第三条（罰則に関する経過措置）

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一九年四月二〇日環境省令第一一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ２

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附　則（平成一九年九月二八日環境省令第二五号）

この省令は、郵政民営化法の施行の日（平成十九年十月一日）から施行する。

# 附　則（平成二〇年三月二六日環境省令第三号）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二〇年六月一八日環境省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二三年六月二九日環境省令第一一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十三年六月三十日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）附則第七条の規定により有線放送電話に関する法律の規定の適用についてなお従前の例によることとされる放送法等の一部を改正する法律附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律第三条の許可を受けている者が行う同法第二条第二項に規定する有線放送電話業務の用に供する施設の管理のために必要な行為に係る第一条の規定による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則第一条の二第四号ラの規定の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二三年一〇月三一日環境省令第二九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二四年九月二八日環境省令第二九号）

この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

# 附　則（平成二五年三月二九日環境省令第一一号）

この省令は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（平成二十五年農林水産省令第五号）の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成二六年五月二九日環境省令第一七号）

この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。

# 附　則（平成二六年六月一一日環境省令第二一号）

この省令は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月十一日）から施行する。

# 附　則（平成二六年七月一四日環境省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二七年二月二〇日環境省令第三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

# 附　則（平成二七年一一月二六日環境省令第三六号）

この省令は、平成二十七年十二月一日から施行する。

# 附　則（平成二八年三月二五日環境省令第一号）

この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成二八年一二月二八日環境省令第二七号）

この省令は、平成二十九年一月二日から施行する。

# 附　則（平成二九年三月二九日環境省令第四号）

この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成三〇年四月三日環境省令第八号）

この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

##### ２

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定により同法の施行の日に登録を受けたものとみなされた個体等（この省令による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（以下この項において「改正省令」という。）第十一条第三項各号に掲げる種の生きている個体であって、個体識別措置が講じられていないものに限る。）については、その登録の更新を受けるまでの間は、改正省令第十一条第七項第二号ヘ、同条第九項第二号ニ及び同条第十項第二号ヘ、第十一条の二第一項第二号ヘ並びに第十二条第一項第二号ヘの規定は、適用しない。

##### ３

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

# 附　則（令和元年一一月一九日環境省令第一六号）

この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和元年十一月二十六日）から施行する。

# 附　則（令和二年二月一九日環境省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（令和二年一二月一日環境省令第二七号）

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

# 附　則（令和二年一二月二八日環境省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。